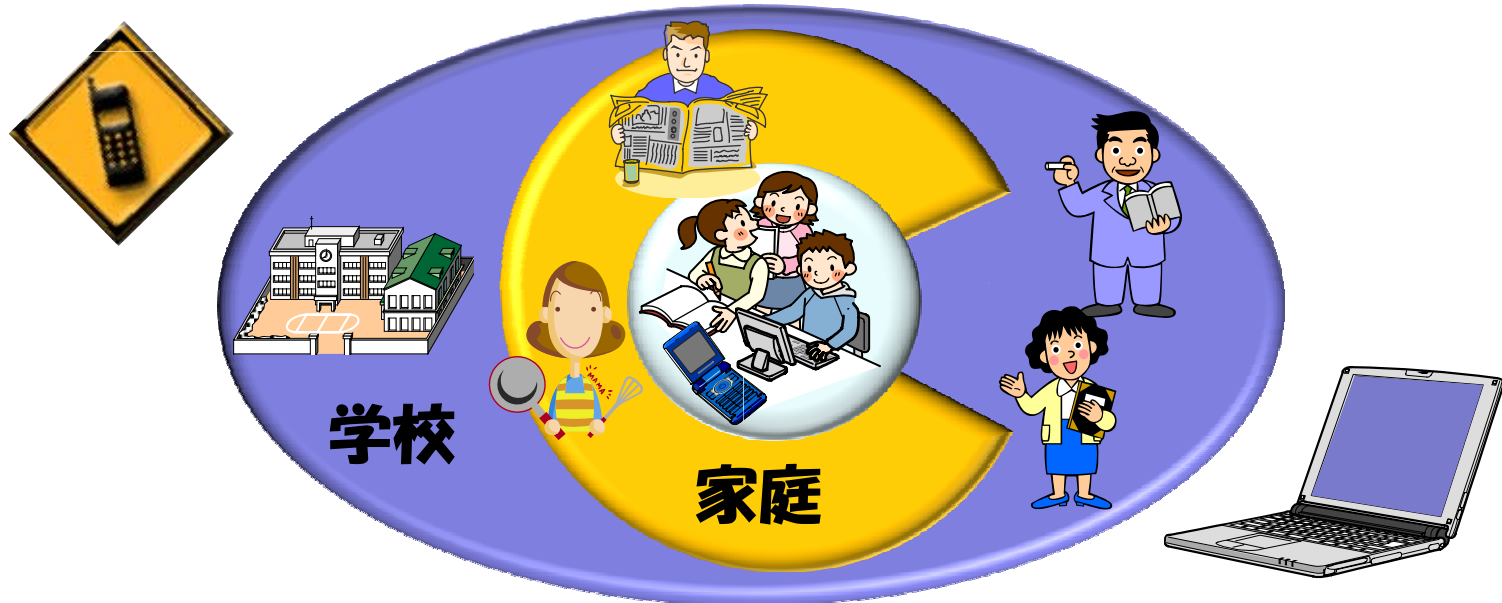


家庭で取り組む情報モラル

～保護者の大切な役割～

携帯電話は学校生活に必要な機器ではありません。また、携帯電話等でのインターネット接続により、子どもたちはトラブルに巻き込まれている現状があります。

今だからこそ、子どもたちが安全に、安心して暮らしていくためにも**家庭と学校が協力**して情報モラル教育に取り組んでいかななくてはならないのです。



◎保護者のみなさんに知っておいてほしいこと！

- A-1** インターネットの良い点と悪い点を知っていますか？ ☐ チェック
- A-2** 携帯電話やインターネットのフィルタリングという機能を知っていますか？ ☐ チェック
- A-3** お子さんのメールの相手やよく見るサイトを知っていますか？ ☐ チェック

◎保護者のみなさんとお子さんと話し合ってほしいこと！

- B-1** 子どもに「携帯電話が欲しい」と言われたらどうしますか？
- B-2** パソコンや携帯電話を使用する場合のルール・約束事を決めていますか？
- B-3** トラブルにあったらどうしますか？

ご存じですか 福島県内における児童生徒の携帯電話の取り扱い

- ◆公立小・中学校では、学校への持込みは禁止です。
- ◆県立高等学校では、学校への持ち込みは禁止、または校内での使用は禁止です。
- ◆特別支援学校では、発達段階に応じて学校への持ち込み、または校内での使用は禁止です。

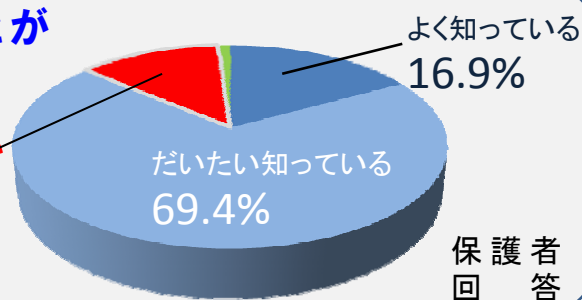
インターネットや携帯電話を安全に、安心して使用するために

※グラフは平成21年9月実施の「携帯電話の利用とインターネットに関するアンケート」の調査結果より

A-1 インターネットの「光と影」を知ることが保護者の責務の第一歩です！

インターネットの良い点と悪い点を知っていますか？

よく分からない
12.6%



保護者
回答

ポイント

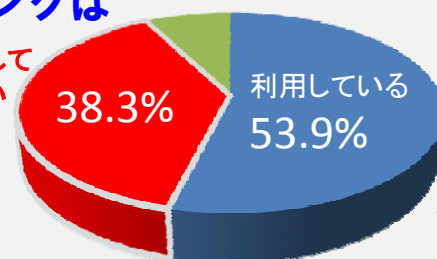
子どもたちは、携帯電話を通信手段としてだけでなく、インターネット端末として、情報収集や各種サイトを介したコミュニケーションのツールとして利用しています。

保護者が安易に携帯電話を買い与えたことで、子どもたちは様々な問題に巻き込まれています。インターネット上の有害情報から子どもを守るためには、保護者がインターネットの利便性と危険性を理解し、日頃から家庭内で話題にしていけることが大切です。また、情報の発信には責任がともなうことについてもしっかりと教えてください。

A-2 携帯電話やインターネットのフィルタリングは子どもを守る機能です！

お子さんの携帯電話に「フィルタリング」を利用していますか？（利用の予定はありますか？）

利用していない
38.3%



保護者
回答

ポイント

平成21年より携帯各社が未成年の携帯電話に対して、一斉にフィルタリングサービスを開始しています。

保護者の解除申請がない限り、フィルタリングが適用されます。フィルタリングを使用していないということは、いつでも有害サイトにもつながる環境になっているということです。子どもには「フィルタリングの利用＝自分自身を守る」ことにつながることを理解させてください。

A-3 使い方や相手を知ることが、子どもを見守ることにつながります！

悪口・陰口が書かれたメールを「送ったり」「受け取ったり」したことや「ほかの人のものを見た」ことがありますか？

ある
23.0%



中高生徒
回答

ポイント

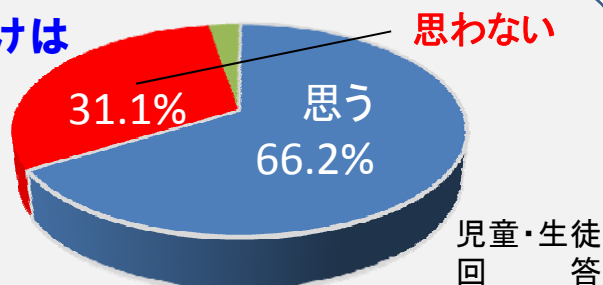
子どもたちは、メールや掲示板で簡単に人間関係を「作ったり」「壊したり」しています。

メールなどでのコミュニケーションにおいては、人の心を傷つけるような書き込みは絶対にしないことや相手への思いやりを忘れないことを教えていかなければなりません。インターネットの持つ匿名性から、書き込みの内容がエスカレートしやすい傾向にある「掲示板」や掲示板機能を持つ「ブログ」については、特に注意が必要です。

B-1 携帯電話を無条件で買い与えることだけは避けたいものです！

携帯電話を持っていない人に質問します。

自分だけの携帯電話を持ちたいと思いますか？



▶ ポイント 子どもが携帯電話を持ちたいと思ったときに保護者としてどういうアドバイスができるかが重要です。

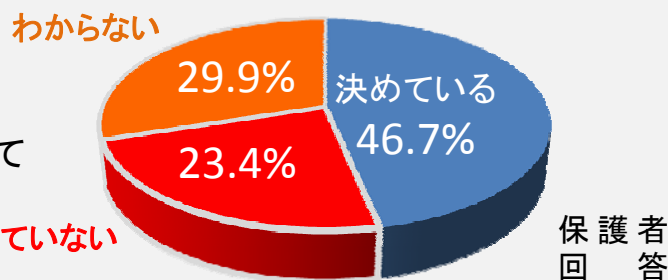
「友達みんな持っている！」子どもが携帯電話を欲しがるときがやって来ます。このタイミングで、携帯電話を持つことの必要性を話し合うことが大切です。親としての考えや携帯電話の良い点・悪い点を子どもに話すことが重要です。

最初が肝心です！

- まず、保護者自身が、携帯電話はただ単に電話機としてだけでなく、メールの送受信やインターネット端末としての機能があり、全世界へとつながっていることを認識しておく必要があります。
- また、携帯電話の利便性だけでなく、有害サイトへのアクセスやフログの公開等によりさまざまな危険に巻き込まれる可能性があることについてもよく理解しておく必要があります。
- はじめて購入する場合は、本当に必要とお互いに判断できたら、購入を検討しましょう。

B-2 ルールや約束事が無ければ適正使用はできません！

お子さんとの間で、携帯電話の使い方についてルールを決めていますか？



▶ ポイント 携帯電話の使用に免許や資格は必要ありません。だからこそ、家庭でのルールや約束が必要なのです。親子でよく検討しましょう。また、ルールや約束は、つくるだけでなく、継続することが大切です。

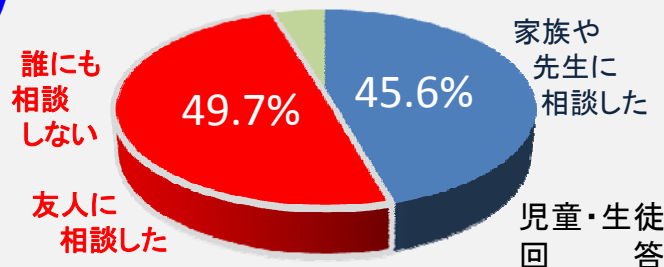
ルールの例

- 知らない人からのメールや電話は無視します。
- フログや掲示板に自分や友だちの住所、電話番号、アドレスなどを書きません。
- 丁寧な言葉づかいをします。悪口やウソなどは決して使いません。
- 夜〇時以降は、携帯電話を使いません。
- 困ったときは、すぐ相談します。

子どもを守る携帯電話・インターネットの安全ガイドより抜粋
(福島県青少年有害環境対策実行委員会)

B-3 トラブルにあったらすぐに相談を！

携帯電話やパソコンの利用で、トラブルに巻き込まれたとき、そのトラブルを解消するためにあなたは誰に相談しましたか？

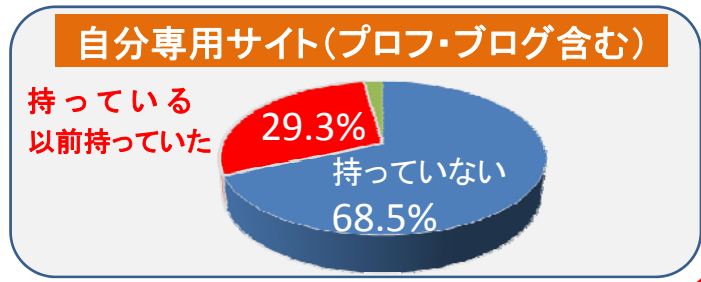


▶ ポイント インターネットに関するトラブルは子どもだけでは絶対に解決できません！

トラブルにあってしまったら、すぐに家族や学校の先生に相談するよう話をしてください。トラブルにあわないよう予防策を講じることも大切ですが、トラブルにあったときの対処法を覚えておくことも大切です。子どもたちには「自分の味方」になってくれる大人が必要なのです。

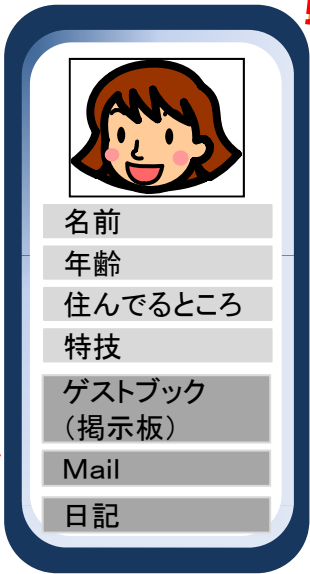
プロフィールサイト(プロフ)

子どもたちのプロフは名刺代わり、目的は友達をつくること。友達だけでなく、全世界から様々な人が見ていることを認識させる必要があります。最大100項目にもおよぶ個人情報、人から人に渡っていくのです。



✕ 学校裏サイトとして
利用されることも

✕ うその情報を勝手に
つくられてしまうことも



※ 実際に会うことで、更なる被害が発生します

✕ 知らないうちに出会い系サイトに
リンクされていることも

自分の顔写真やメールアドレス等を掲載し、
交際相手を募集すること

みんなに見てほしくて、過激な画像を
載せてしまうこと

相手を傷つけるような書き込みをすること

✕ ケンカやいじめに発展することも

※ 一度発信した情報を全て回収することは
不可能です

※ 情報発信には責任が伴います
保護者は、子どもの専用サイトのチェックを！

携帯電話・インターネット トラブル FAQ (よくある質問)

Q 1 子どもがトラブルに巻き込まれてしまいました！

A 1 まずは、学校に連絡を！

「知らない人からのメール等へは連絡・返信しない！」対応ですが、Web上への情報発信等でのトラブルには適切な対処が求められます。そこで、早い時期に学校に相談してください。

Q 2 学校以外の相談窓口はありませんか？

A 2 「福島ケータイ安全サイト」から見つけれられます！

万が一に備え、携帯電話にQRコードからBookmark登録をしておいては
いかがでしょうか。

困ったときの連絡先 (平成21年12月現在)

- 掲示板での中傷、出会い系サイトでの被害
(最寄りの警察署 他1件)
- ネットでの詐欺、買い物や取引をめぐるトラブル
(福島県消費生活センター 他1件)
- 迷惑メール、チェーンメール
(迷惑メール相談センター)
- いじめ(いじめ110番 他2件)



QRコード

福島ケータイ安全サイト

携帯電話の安全な使い方や
困ったときの連絡先などを
掲載しています。

- 📄 [児童生徒のみなさんへ](#)
- 📄 [保護者のみなさんへ](#)
- ☎ [困ったときの連絡先](#)
- 📄 [バーコード\(QRコード\)](#)

(C)福島県教育委員会